

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No. 33)

1 日 時 令和6年8月19日(月)
午後 0時59分 開会
午後 2時05分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

子ども家庭局長	小笠原 圭 子	子ども家庭部長	右 田 圭 子
こども政策推進担当課長	村 上 奈津美	子育て支援部長	緒 方 克 也
母子保健担当課長	中 原 尚 子	子ども総合センター所長	安 部 聡 子
子ども総合センター次長	藤 田 浩 介	児童虐待対策担当課長	赤 塚 直 人
教育・非行相談担当課長	宮 部 正 史		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	梅 林 莉 果	書 記	森 浩 次
---------	---------	-----	-------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	子育てしたいまちづくりについて	子ども家庭局から別添資料のとおり説明を受けた。
2	「北九州市子どもを虐待から守る条例」第20条に基づく年次報告について	子ども家庭局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

○委員長（村上直樹君） それでは、開会いたします。

本日は、所管事務の調査を行った後、子ども家庭局から1件報告を受けます。

初めに、所管事務の調査を行います。

子育てしたいまちづくりについてを議題といたします。

本日は、仮称子ども憲章素案の策定及び市民意見の募集について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 仮称子ども憲章素案の策定及び市民意見の募集について御説明いたします。

お手元、タブレット資料の1ページを御覧ください。

昨年7月と今年3月の常任委員会で、仮称子ども憲章における取組について御報告いたしました。御報告以降の動きとして、外部有識者で構成する仮称子ども憲章検討懇話会を設置するとともに、みらい政策委員会となった小・中学校の子供たちとも意見を交わすなど、異なる世代、立場の方々から幅広く意見聴取を行いました。また、7月には、同懇話会の有志による子ども憲章制定起草委員会から提言が出されるなど、仮称子ども憲章の内容について議論が深まってきたことから、これらを踏まえた素案を取りまとめるとともに、市民意見の募集をいたします。

まず、1、これまでの取組について詳しく御説明いたします。

別紙1、タブレット資料2ページを御覧ください。

仮称子ども憲章検討懇話会について、今年の3月12日に設置し、これまで3回会議を開催しました。

4、会議経過ですが、まず3月12日の第1回会議では、仮称子ども憲章の方向性について議論を行い、子育て中の方やその周囲の方など、大人同士で共有でき、広く共感できるもの、前文、本文の2部構成を基本とし、キャッチコピーなど、広く浸透させるための工夫をするなどの御意見をいただきました。その後、5月31日の第2回、6月28日の第3回会議では、仮称子ども憲章に盛り込む言葉について議論を行い、言葉を検討、集約いたしました。あわせて、第3回会議では、周知方法についても議論を行い、SNSの活用や、商業施設等へのポスター掲

示、冊子の作成などについて意見が出されました。

次に、別紙2、タブレット資料3ページを御覧ください。

みらい政策委員会について御説明いたします。

1、概要ですが、みらい政策委員会は、市の施策に子供たちの意見を反映し、提案を事業化する仕組みのことで、今年度より新しくスタートした取組でございます。

みらい政策委員会となる学校及び実施案件につきましては、2、3のとおりでございます。

次に、タブレット資料4ページを御覧ください。

実際に仮称子ども憲章について、みらい政策委員会からいただいた意見を御紹介します。

みらい政策委員会での検討に当たり、テーマを、こどもや子育て中の方に優しくなれる「まほうのことば」を考えようと設定し、ワークショップを実施しました。これまでに4校114名の子供たちが参加し、大丈夫だよ、静かににこにこ見守ろう、子供ってそんなもの、誰も悪くないですよなど、様々な意見をいただきました。

次に、別紙3、タブレット資料5ページを御覧ください。

みんなでつくる子ども憲章会議について御説明いたします。

これは、仮称子ども憲章について、子供や若者、子育て当事者の方などから幅広く意見を聞くことを目的に開催したもので、こども家庭庁が全国で展開しているこどもまんなかアクションリレーシンポジウムとして実施しました。開催日は8月1日、場所は北九州市立子ども図書館で行い、こども政策担当大臣である加藤大臣のビデオメッセージや、こども家庭庁長官官房地方連携推進室の吉村室長をはじめ、小・中・高、大学生、保護者など約90名に参加いただき、意見交換を実施しました。

次に、これらの取組等を踏まえ、取りまとめた素案について御説明いたします。

別紙4、タブレット資料6ページを御覧ください。

素案の内容につきましては、シンポジウム当日に使用した資料を基に御説明させていただきます。

なお、本資料は子供たち向けに作成したものでありますので、御了承ください。

タブレット資料7ページから18ページまで通して、概要を御説明いたします。

7ページを御覧ください。

今、北九州市が考えていることとして、まずは、子供や子供を育てる人に優しい社会をつくりたいと考えています。

次です。そのために、子ども憲章をつくらうとしています。子ども憲章は、子供や子育てに優しい社会をつくるためのみんなの合い言葉になるようなものにしたいと考えています。

次です。具体的にどのような合い言葉とするのか考えるに当たり、まず自分が子供だった頃を振り返ってみました。

次です。それから、今、自分が大人になって、子供たちにできることは何だろうと考えまし

た。

次です。そして、大人たちが子供を優しく見守り、子供の周りに温かい笑顔があふれている町になったらいいなと考えました。そのためには、まずは私たち一人一人が小さなアクションを起こすスイッチを入れるところから始めてみてはどうだろうと考えました。

次、12ページでございます。以上を踏まえて、仮称子ども憲章には、みんなでできる5つのアクションを盛り込みました。

次です。最初のアクションは、こどもがいたら、みんなで「にこにこスイッチ」オン！です。これは、子供を見かけたらまずみんなでにこにこしようというもので、子供たちを優しく見守る笑顔の輪を広げていこうというアクションです。

次です。2つ目が、こどもとは、大人がひざをかかめて「同じ目線」でというアクションです。子供だからと考えずに、社会をつくっていく仲間として尊重し、その考えを受け止めようということです。

次、15ページです。3つ目が、こどもを諭すときには、「愛情いちばん」というアクションです。例えば、子供がやんちゃなことをしたとして、感情で怒るのではなく、まず愛情を一番に持ちましょうということです。

次です。4つ目が、子育ては時に大変なことも。やさしく伝える「大丈夫」というアクションです。子育ては、たくさんの喜びややりがい満ちている一方で、時に大変なこともあります。そのようなとき、周りの人たちが大丈夫だよという気持ちを伝えることで、気持ちが楽になることがあります。

17ページ、最後でございます。こどもの周りには、いつもたくさんの「ありがとう」というアクションです。

これまで御紹介したアクションを通じて、みんながお互いに思いやりと感謝の気持ちを持って、北九州市がありがとうの言葉であふれる、そんなすてきな町になってほしいという思いを込めています。

18ページです。最後に、子ども憲章と聞くと少し堅いイメージがありますので、みんなに親しんでもらえるよう、北九州市こどもまんなか「にこにこスイッチ！」としました。

これまでの内容をまとめたものが、タブレット資料19ページでございます。前文と本文である5つのアクションを盛り込んでいます。

以上が仮称子ども憲章素案の御説明になります。

タブレット資料1ページにお戻りください。

3、市民意見の募集ですが、先ほどの素案につきまして、9月1日から9月30日までの1か月間、市民の皆様からの意見を募集します。

4、今後のスケジュールとしましては、9月の市民意見募集と並行して、引き続き、みらい政策委員会などから意見聴取を実施します。10月上旬に市民意見を取りまとめ、素案への反映

を検討し、10月の常任委員会において、市民意見の募集結果及び最終案の御報告をさせていただきたいと考えております。最終的に、仮称子ども憲章の策定は11月頃を予定しております。

説明は以上です。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今の説明についてお尋ねしたいと思いますが、まず、この子ども憲章が策定されたら、どんな場面でどういう形で活用されるのかについて、どのようにお考えなのか教えていただきたいのと、先ほど説明していただいた中で、子供に対する接し方とか、例えばにこにこ笑顔で接するとか、今子供にそういうふうに寄っていくと怪しまれたりして、声をかけるのもちょっとはばかれるということもあるんですよね。そういうものも含めてやっぱり変えていかないと、なかなか浸透するのは難しいんじゃないかなという気がするんですが、その辺はどんなふうにお考えですか。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 まず1点目の活用についての御質問でございます。懇話会の中でも、これはつくって終わりではなく、いかに浸透させていくかというのが大切になってくるというような意見もいただいております。実際にどういった場面で活用できるかというのは、今後、様々な関係団体とも連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますけれども、子供たちや保護者の方々がいるような場面で、例えば唱和をすとか、小さな冊子を作って地域に配布させていただくとか、そういった、なるべく多くの方、いろんな世代の方に見ていただけるような取組で浸透させていきたいと考えております。

それから、2点目なんですけれども、まず、怪しまれるのではないかとこのところでございますが、懇話会での話の中で、やはり子供との距離感というのは人それぞれ感じる場所があることも考慮しないといけないなというものがございました。そういうことも踏まえまして、まず、にこにこすることならできるのではないかと、お互いの距離感のボーダーのところのにこにこするところから始めてみようということで、設定させていただいたところでございます。にこにこしているということで周りから温かい空気をつくっていく、そういうことから、まず取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。せっかくつくるんだったら、これが浸透していくようなものにしていかないといけないと思うし、いろんな活用の仕方工夫していかないといけないと思います。

それと、いつも笑顔でいるというのは非常に大事なことだと思うんですけども、やはりそれではなかなか単純に受け入れてくれないというところもあるので、そこは大人の世界でもそう

いうことができるような風土というか社会の環境というか、これをきちっとつくっていかないと、せっかくだってつくっても効力が限定されるんじゃないかと思います。

そういうことで、意見だけ申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。山本委員。

○委員（山本眞智子君） 最初に感じたことが、にこにこスイッチってということで、小さな子供に合ったときににこにこするというのはすごく癒やしになるし、社会全体がそういうふうになればいいなと思っているけど、かなり説明を聞いていかないとちょっと理解し難いところがあって、確かに、分かりやすいように、憲章という言葉は使わないという話も分かるんですけど、この題名で出したときに何だろうと思って説明が必要じゃないかなといったときに、自分が思ったことですよ。大人だからそう思うのかもしれないけど、にこにこ憲章みたいな形で、憲章をぽんと出したほうが分かりやすい。にこにこスイッチといったときに説明がちょっと要るなって。私も最後まで読んだときに、ああそうだって、そこで納得したんですけど、最初に憲章って出したほうが大人の私は分かりやすい、にこにこ憲章みたいな形で出したほうが分かりやすいのかなと率直に感じました。この題名がいいとは思いませんが。

あともう一点が、ここに書いてあるように、保護者等に配布できるよう小さな冊子を作ってはどうかありますが、これは子育て世代とか小さな子供がいるとか関係なく、子育て世代は子供に対してかなり意識を持って育てているわけで、子供がいない世帯、要するにばあちゃんやじいちゃん子供とは疎遠になっている世代とか、そういうところにどれだけ届けるかっていうことのほうが大きいかなって。実際に子育てしている若い世代や周りに子供がいるばあちゃんやじいちゃんというのはその辺を認識していると思うんですけど、それ以外の人たちにどうやって届けるか、そっちのほうが重要じゃないかなと思っております。何かありましたらお願いします。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 1点目の憲章という名前のほうがタイトルで分かりやすいという点についてですけども、まずは、小さな子供が見ても分かりやすい言葉、イメージが付きやすい言葉ということで、こどもまんなか「にこにこスイッチ！」という名称にしたんですけども、これから様々な市民意見も聴取しながら、タイトルも含めて考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

2点目の子供がいないなど、ふだん子供に接しないような方々にいかに浸透させていくかというところですが、これはやはり懇話会の中でもそういった意見もございまして、若い世代の方々にも知ってもらう必要がありますし、子供と日頃関わりのない方々にもいかに知っていただくかというのは大変大切なことだと思っております。若い方々につきましては、例えばSNSを使って4コマ漫画で分かりやすく伝えるとか、それから、地域の方々に対しても、掲示板にポスターを貼るとか配り物などを広く多くの方に配布するなどして、行き渡るよ

う取り組んでいきたいと思っております。

多くの世代の方々が、子供を取り巻く環境をつくっていくためには、そういったことが大切だと思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） アクション4の、子育ては時に大変なことも。やさしく伝える「大丈夫」、この大丈夫は肯定の大丈夫でいいんですね。大丈夫ですよ大丈夫なのか、大丈夫はてなの大丈夫なのか。僕の中では大事なことなので、教えていただけたら。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 今の大丈夫のところなんですけども、いろんな意味が含まれていると考えております。困っている方に大丈夫と尋ねるというのも1つあると思いますし、大丈夫だよ、問題ないよというような雰囲気を出すということも含まれていると思います。

実際、みらい政策委員会で子供たちから多くの意見を聞いたんですけども、その中でも、大丈夫だよ、泣いたって問題ないよというような気持ちを伝える、言葉だけじゃなく、目線とか雰囲気とかといったものも伝えるというのが大切という意見をいただいております、どちらの意味も含めてなんですけども、どちらかという、問題ないよ、大丈夫だよというような意味が多く含まれているかなと思っております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） ありがとうございます。

僕の中では、大丈夫だよという肯定的なのは、いい大丈夫だと思うんです。困っている人に大丈夫って聞いたら、つい反射的に、大丈夫じゃなくても大丈夫って言う人の方が多いのかなって思うんですね。ですので、困っている人に、大丈夫じゃないですよっていうふうになんか何らかのアクションをしてもらえるような書き方があればいいなと思って質問しました。何か感想はありますか。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 御指摘のとおりです。その辺のニュアンスをどのようにお伝えするかというのはかなり難しく、言葉、文字だけで見るとなかなか伝わらないというところもあると思うんですけども、これから啓発をしていく中では、例えばイラストですとかそういったものも含めて、委員が言われましたとおり、問題ない、肯定的なニュアンスで伝わっていくように工夫していきたいと思っております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） ありがとうございます。ちょっと細かいところに踏み込み過ぎたのかなと思ったんですけども、ぜひよろしくお願ひします。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 今の鷹木委員の大丈夫の件なんですけど、5つのアクションの中で、

4番の子育ては時に大変なことも。やさしく伝える「大丈夫」は誰に言っているのか。子育てをする親に言っているのか。ほかは、周りの大人に、子供に接するときはこうなんですよと言っているわけですね。

私からすると、大丈夫というよりも、そのまま背伸びしなくていいよ、あなたはあなたのままでいいよという、そういうことのほうが。この部分だけ、子育てする親に、大変なこともある、優しく伝えると。親に言っているのか、子供に言っているのか。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 こちらは主に子育てをされている方に対して伝えているメッセージとなっております。子供が泣いている場面で、子育てをされている方、泣いて困っている保護者の方に、大丈夫だよというような思いを周りが伝えることで、子供を連れてくる方も気持ちがちよっと楽になると。そういったものがあると、気持ちは子供にも伝わってくるのかなということで、こちらは主に子育て中の方に向けて伝えているメッセージと考えております。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） その辺がちよっとしっくりこないんだけど、要するに大人が子供に声をかける部分であれば、今あなたはあなたのままでいいですよ、大丈夫ですよ。「大丈夫」というように、語尾を切っているんですが、2番は接続詞が入っているんですよ、「同じ目線」でと。4番は、やさしく伝える「大丈夫」と、というのか、何か入れたほうが。2番には、でという言葉がついている。あとはついていない。4番は、やさしく伝える「大丈夫」で。5番は、こどもの周りには、いつもたくさんの「ありがとう」と。ありがとうだから、ありがとうを10回でもいいんですよ、ありがとうと引っかけて。1日10回ありがとうと言いましょという運動が笑顔をつくるということにもなるので。だから何か接続詞がぽっとあったほうが、4番がより分かりやすいのかなと。大丈夫というのはいろんな意味がある。私も鷹木委員と同じような考えですけれども、その辺がちよっと気になったので、一遍接続詞も含めて考えてみたらどうでしょうか。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上しんご君） お伺いします。

子ども憲章の会議で、構成員として町内会とかPTAと書いてあります。この趣旨は子供を真ん中にとということで、非常にすばらしいと思うんですけども、市長も主催者として、この会合等でも上げられていますけども、行政としてこれをしっかりと進めていくんだという部分で、北九州市役所の各部署で実際にこういうふうになっているかどうか、行政全般がこのようになっているかどうかというのをぜひ内部でもチェックしてもらいたいなと思っております。

というのは、例えば思いっきり公園として、思いっきり遊べる公園づくりを進めるということでもあります。実際、これまで何度もいろんなところで議論されてきているんですけども、公園等でのボール遊び禁止とか、いろいろと禁止事項が多くて、さすがに公園等で硬式の野球ボ

ールを使ってというのは危険だと分かると思うんですけど、普通にちょっとしたまりのような軟らかいボールであればいいというケースもあると思いますし、ボールは駄目ですよとか、これは駄目ですよというのがどうしても目立ってしまって、どう考えてもけがをしないようなボールでも、看板があるからそれで注意されてというケースもあると思うんですね。ですから、子ども家庭局以外の部署でも、子供が萎縮してしまったりとかということになっていないか、現状をチェックして、そういった部分は改めていってもらいたいと思うのが1点です。

2点目です。見守り等で、この憲章の趣旨も、みんなで子供たちを見守っていこうということだと思えます。会議の構成員にも挙げられているように、やはり北九州市というのは町内会活動とか登下校時の見守りとか青色パトロールとか、PTAも参加していますけれども、そういったボランティア活動って非常に活発な町だと思うんですね。僕も北九州市へ来て、地域活動が活発だということに非常に感銘を受けて、これを次につなげていきたいと思っているんですけども、実際、PTAも任意加入になって、PTA協議会を脱退するところも増えたり、PTAが解散する学校もあったり、そういった中で学校長の思い、意識も、もうPTAはなくてもいいよとか、PTAが面倒くさいみたいなことを言われる方もいらっしゃるって聞いて、残念に思っています。

結局、こういった見守り活動を担っていくPTAから地域活動に移行していくんですね。自分もPTAで活動して、その後、地域の育成会とかパトロール隊になったりして、そこからだんだんいろんな役になっていくと思うんですけども、そういう北九州市のよさであるPTA、町内会という活動を維持していくという部分も、実際担い手だと思うんですね。

そこで、心配な面は、これまで市長を交えた議論の中で、PTAだったり町内会のいろんな自主活動の中で市政だよりを配布するといったことを町内会に委託するんじゃなくて、民間の会社に委託したらどうだろうかという議論も過去にありました。今回の能登半島地震でも、そういった運送会社が一、二カ月全く機能しないということも目の当たりにして、北九州市の町内会が市政だよりを配っていくという仕組みって非常に大事だなと思いました。しかし、一方で、そういった町内会の力をそぐような議論があったりとか、また、今回問題になった公園の清掃活動の数を減らすということであったり、また、公園愛護会という地域の公園を維持する活動があるんですけども、これも公園サポーターっていう別の事業ができて、これは全く助成がなくやっていくということで、これまで町内会が一生懸命やってきたいろんな自主活動がやりにくいような、どんどん制約を受けるような活動もあるような気がするんですよ。

ですから、これは部署が違うんですけども、ぜひその一体性というか、さきの2月議会でも子供の予算が削減されて、附帯決議でも元へ戻せというふうに上がったように、こどもまんなかというところを行政のあらゆる部門で……。

○委員長（村上直樹君） 子ども憲章に関することでお願いします。井上委員。

○委員（井上しんご君） というところで、子ども家庭局だけではなかなか難しいかもしれま

せんけども、ぜひそういった視点で各事業の中心的な部署から発信してもらえるように努力してほしいなという点で、何かあればお願いします。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 まず、こういった取組を行政内部でもきちんと共有してほしいという点でございます。子ども憲章は、まず、子供を見守る大人のスタンスとしてこういったものを共有していけるかということと考えておりますので、みらい政策委員会という取組も始めたところではあるんですけども、行政内部でも、子供たちの意見を尊重する、子供の視点を生かすということを経営しながら取組を進めていきたいと考えております。

また、地域で子供をどのように見守っていくかという点も非常に大切なことだと思っておりますので、そういった点についても引き続き連携して取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） よろしいですか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 1点、子ども憲章と子供たちの抱える課題との関係について教えていただきたいんですが、XとかSNSとかを見ていると、この夏休みに子供が家にいるのがつらいとか、昼御飯を食べさせないといけないのが面倒くさいとか、もう夏休みなんか要らないといった言葉があふれていて、寂しい思いになったんですけども、例えば夏休みにおける子供の居場所とか、給食がなくなる夏休み中の対策について、この子ども憲章からこういった対策が考えられるのか、教えていただければと思います。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 子ども憲章については、地域で子供をどのように見守っていくか、育んでいくかというのを大人同士が共有していく、そういったアクションにつながるような合い言葉というふうを考えております。具体的な施策にどのようにつながっていくかというところなんですけれども、それは取組を進める中で個別に考えていくことになると思うんですが、まずは地域で子供たちをどのように見守っていけるのかという大人たちのスタンスを共有していくものということで子ども憲章を考えていますので、ここから直ちに何らかの施策に結びつくかというのは、今の段階では明確に言うのは難しいかなと思っております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 子ども憲章を策定するしないにかかわらず、様々な課題について対応していただいていると思うんですけども、この子ども憲章を基に、そういった課題についての対応方法をより深く検討できるような仕組みというのがあるのかと思います。ぜひそうしていただければと思いますので、要望とさせていただきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。小宮委員。

○委員（小宮けい子君） すいません、ちょっと言いそびれてしまったんですけど、5つあるアクションの中の2番目、こどもとは大人がひざをかがめて「同じ目線」で、子供と話すと

き、子供と触れ合うときに子供と同じ目線で話すことって非常に大切なことだとずっと感じています。子供の頭を頑張ったねってするのも、上からじゃなくて、一緒のところまでかがんで、頑張ったねってするだけで違うから、本当に2番目のアクションは大人が取るスタンスとして非常に大切なことだと思うんです。

ここでちょっと、これは私だけのこだわりかもしれませんが、大人が膝をかがめてって、わざわざ入れなくていいんじゃないかと感じたんです。大人は子供と同じ目線でっていえば、同じ目線で語ることもなるし、同じ目線で物を考えることにもつながっていくと思うんです。もう一つ、大人が膝をかがめてっていうことをあえて入れると、じゃあ車椅子の方はどうなんだろう、じいちゃんやばあちゃん、かがめない人はどうなんだろうというところにもつながるから、ちょっとこの言葉に違和感を感じてしまいました。感想だけです。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。

ほかになれば、以上で所管事務の調査を終わります。

次に、子ども家庭局から、北九州市子どもを虐待から守る条例第20条に基づく年次報告について報告を受けます。母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 令和5年度の虐待発生状況、虐待に係る施策の実施状況などについて御報告いたします。

この報告は、平成31年4月1日に施行された北九州市子どもを虐待から守る条例第20条に基づき、年次報告として、議会、市民に公表するためにまとめたものになります。

お手元のタブレットには、03-1、年次報告書概要版と、03-2、報告書案の2つのファイルが格納されております。本日は、年次報告書概要版で御説明いたします。

まず、概要版1ページ、中ほどから下を御覧ください。

1 (1)子ども総合センターの児童虐待相談・通告等です。

ア、児童虐待相談対応件数と通告件数の推移ですが、令和5年度の対応件数は2,855件で、前年度から340件増加しています。

2 ページを御覧ください。

イ、相談種別対応件数です。心理的虐待の割合が最も高く、全体の65.6%を占めています。

次に、ウ、経路別相談対応件数の推移です。警察からの相談が最も多く、54.6%を占めています。次いで、学校等、近隣・知人と続いています。

3 ページを御覧ください。

エ、虐待相談への対応状況です。児童福祉施設入所のケースが10件、里親委託が3件となっています。2,227件、約8割が、面接等による助言・指導で対応しております。

続きまして、オ、一時保護の実施状況です。一時保護所において、389件の一時保護があり、そのうち虐待によるものは152件で、39.1%となっています。

次に、(2)区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数です。令和5年度は

919件で、前年度から140件増加しています。

4 ページを御覧ください。

2-(1)ア、子ども総合センターの組織・構成ですが、組織は組織図のとおりで、令和5年4月25日の職員総数は176名です。

5 ページを御覧ください。

①児童福祉司の体制強化の状況ですが、令和5年度は70人で、令和3年度の約1.2倍となっています。これは、条例が施行された平成31年度の30人と比較すると、約2.3倍となっています。

続きまして、②民間の活用です。夜間、泣き声が聞こえるなどの比較的軽度な事案の安全確認等を民間に委託しており、令和5年度の訪問調査件数は156件になっています。

次に、イ、区役所子ども・家庭相談コーナーの組織・構成です。比較的軽度な通告に対応するとともに、子供と家庭に関する相談への対応や支援を行っています。令和5年11月1日現在の組織・構成は組織図のとおりになっております。

6 ページを御覧ください。

3の市の責務でございます。

(1)子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援として、ア、親子ふれあいルームの充実に取り組んでいます。子育て支援に取り組む団体や育児サークル等との連携やネットワーク化を図ることなどにより実施しております。

イ、産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業を令和4年10月から開始しています。家族等から家事や育児の支援が受けられない子育て世帯等に対し、支援を行いました。令和5年度は、1,322回の家事や育児の支援を行っています。

続きまして、(2)虐待の未然防止、早期発見に向けた関係機関等の人材育成支援です。

ア、児童虐待防止医療ネットワーク事業は、児童虐待の早期発見、対応ができるよう、拠点病院、これは市立八幡病院になりますが、そこに専門のコーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待相談への助言などを行っています。令和5年度の相談対応件数は868件でした。

続きまして、(3)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営です。これは3段階で構成されておりまして、ア、市レベルの代表者会議、イ、区レベルの実務者会議、ウ、事例ごとの個別ケース検討会議となっています。

市レベルの代表者会議の構成は、記載しているとおり、多数の機関、団体となっております。区レベルの要保護児童対策実務者会議は、実際に活動している実務者が集まり、援助ケースを総合的に把握し、援助内容を協議しております。

7 ページを御覧ください。

事例ごとの個別ケース検討会議は、それぞれ個別ケースの検討や確認を行っています。

続きまして、(4)学校における組織的対応が可能となる体制の整備として、ア、スクールカウンセラー活用事業、イ、スクールソーシャルワーカー活用事業になります。実績は、記載しているとおりになっております。

続きまして、(5)相談窓口の充実としまして、ア、児童虐待防止のためのSNS相談事業、親子のための相談LINEです。これは令和4年11月から実施しており、令和5年度の相談件数は364件になっています。

イ、ヤングケアラー相談支援事業については、令和4年5月に開始し、令和5年度の相談対応件数は346件となっています。

8ページを御覧ください。

(6)広報及び啓発活動の実施については、表のとおり実施しております。

なお、8月に実施しました児童虐待対応リーダー養成研修会はオンラインでの実施、それから、11月の児童虐待問題市民講座は講演会とオンラインにて実施しております。また、11月の児童虐待防止推進月間には、市政だよりや市政テレビ、包括連携協定企業先など、様々な機会を捉えて周知、啓発を実施しております。

続きまして、イのヤングケアラーの周知、啓発ですが、記載のとおり取り組んでおります。

9ページを御覧ください。

4の市民・保護者・関係機関等・事業者の責務、5の情報の共有については、記載しているとおりになっております。

中ほどから下の6の、虐待の未然防止について、主な事業を報告いたします。

ア、産後ケア事業は、令和2年9月に開始しました。これは、産後早期に母子の心身のケアや育児のサポートを行い、産後鬱の予防や育児不安に対応しています。令和5年度は、合計3,336人が利用し、前年度に比べ147人増加しています。

10ページを御覧ください。

イ、多胎家庭支援事業です。多胎児、双子や三つ子を育てている家庭につきましては、一般の子育てとは異なる部分が多く、保護者の孤立感、不安・負担感等を緩和するために、令和3年7月から、ピアサポーターが訪問する事業や外出を支援する事業を開始しています。

ウ、保育カウンセラー事業も引き続き実施し、実績は記載のとおりとなっています。

中ほどの(2)ア、乳児家庭全戸訪問事業では、4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行っています。訪問時の状況などから、必要な家庭に対しては、継続した支援を行っています。

最後になりますが、(3)ア、乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業についてです。未受診者に対しては、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じております。支援者数は826人となっています。

まとめになりますが、今後も引き続き、児童虐待の早期対応と未然防止について工夫を重

ね、本市の全ての子供が虐待から守られ、子供の権利が保障されている実感が持てるよう、本条例の周知、啓発に努めるとともに、子供を虐待から守るための施策を着実に推進してまいります。

報告は以上となります。

○委員長（村上直樹君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） お尋ねします。

まず、この課題について、それぞれの窓口で取り組んでいらっしゃる皆さんが非常に根気強く頑張っておられるということに敬意を表したいと思います。

その上で1つ、以前から私は一時保護所のこといろいろと気になってお尋ねしていたんですが、やはり課題を抱えた子供たちが過ごす場所ですので、ストレスのない、居心地のいい環境であるべきだと思いますが、そのための取組が特別にされていれば教えていただきたいなと思います。それから、一時保護所に保護されている子供たちは大体何日ぐらいいるのか。いろんなケースがあるでしょうけど、それを教えていただきたいと思います。

それと、民間団体に委託して訪問調査をやっているということでしたけども、これはどこに委託しているんですかね。それを教えてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） 教育・非行相談担当課長。

○教育・非行相談担当課長 まず、1点目の御質問ですが、居心地のよい環境づくりについてです。これにつきましては、本年度、子供の権利擁護ということで取り組んでおりまして、具体的には特に子供の意見表明支援に取り組んでおります。一時保護所での生活中に、困ったこと、悩み等がありましたら、訪問するアドボケイト、子供の意見表明等支援員に相談することで取り組んでおります。

2点目についてです。令和5年度は、1日の平均保護人数が20.4人、また、1人当たりの平均保護日数につきましては19.1日となっております。

3点目につきましては、替わってお答えします。

○委員長（村上直樹君） 児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 民間委託の件についてお答えいたします。

株式会社ニッサブというところに委託しております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 教育・非行相談担当課長。

○教育・非行相談担当課長 すいません、1点目の質問でございます。施設環境についてですが、これにつきましては、令和4年度に児童福祉法が改正されまして、一時保護所の施設及び運営の基準について現在見直しを行っております。これまでの子供1人当たりの面積について、緩和されることになっておりますので、1人当たりの居室の面積を広げるという方向で検討中であります。以上です。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）すいません、訪問調査を委託している団体が聞き取れなかったのもう一回教えていただけますか。

○委員長（村上直樹君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 株式会社、片仮名でニッサブという会社です。以上です。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）そこはこういう業務を専門的に扱うところですか。

○委員長（村上直樹君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 児童の安全も担当している会社になっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）それから、ヤングケアラーの相談対応件数が346件となっておりますけど、これは延べ件数ですかね。

○委員長（村上直樹君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 件数につきましては、延べ件数となっております。以上です。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）実際に何人ぐらいの子供の相談に対応しているかというのは分かりますか。

○委員長（村上直樹君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 実際の人数としましては62人、48世帯となっております。以上です。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）やはり何回も相談対応をしないといけないということだと思います。なかなか複雑で、解決には相当な取組が必要だと思います。いろいろと聞いていますが、中には、それが功を奏してきちんと改善されたという例も聞いておりますので、引き続き頑張ってくださいなと思います。

最後に、警察からの相談が最も多いということでしたけど、どのような形で警察を通じて相談が来るのか、中身を教えてくださいませんか。

○委員長（村上直樹君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 警察からの通告の中でも圧倒的に多いのが面前DVとなります。具体的に言うと、一例ですけど、父と母が子供の前でけんかをする、夫婦げんかですね。どちらか一方が警察に通報して、警察が家庭に臨場するといったケースが、警察から子ども総合センターに児童通告書という形で上がってくるようになっております。

ちなみに、福岡県の場合、例えば夫婦げんかの場面に子供がいるのは当然なんですけども、例えば、もう子供は寝ていましたとか、あるいは、おじいちゃんやおばあちゃんの家において、

いませんでしたというような事例であっても、日常的に面前DVが行われている可能性があるということで、警察から子ども総合センターに通告が上がってきますので、そういったことが件数の増加につながっている一因かと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）同じ世帯で繰り返し何回もそういうことがあるんでしょうか。

○委員長（村上直樹君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 カウントしているわけではございませんけども、この家庭は何回目だねというようなことは、まれにございます。以上です。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）そういうところに行政として踏み込んで対応していくというのは大変だと思うんですけども、やはり一回注意したり、話をしたぐらいではなかなか変わらないんじゃないかと思うんですけど、その辺の取組は何かありますか。

○委員長（村上直樹君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 おっしゃるとおりだと思うんですけども、面前DVに限らず虐待全般で、当該家庭については定期的に指導を繰り返すことも当然ありますし、例えば、子供たちに所属する学校とか保育所とかがあれば、注意深く見守っていただきということをお願いするなどして、日々対策を取っているところです。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）分かりました。最初に申し上げたように、非常に根気の要る仕事だし、大変なことだと思うんですけども、さらに成果が上がるようにぜひ頑張ってくださいたいし、虐待件数も減少していくように取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありますか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）体制強化のところで聞きたいんですけど、児童福祉司の体制強化の状況というところで、令和4年度と令和5年度で児童福祉司が同じ配置数なんですけど、全体的に報告を見ていると、児童虐待対応件数が増えている割には配置数が変わっていないというところで、もう少し配置数は増加させたほうがいいのではないかなというような気もするんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

○委員長（村上直樹君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 児童福祉司の人数についてお尋ねいただきました。

この人数につきましては、例えば令和5年度であれば、令和3年度の虐待件数に応じた配置数ということでやっておりまして、たまたま令和3年度と令和2年度の虐待件数が近い数ということで、70人と変わっていない状況にあります。ただ、令和6年度の配置数は、虐待件数が増えた関係で、今よりも人数が4人ほど増えている状況で、虐待件数の増加に応じた体制を組んでおります。以上です。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）配置数は増えているということですが、適正配置というところでは、どれくらいの配置数かというのには分かりませんが、いずれにしても、十分対応できる体制は引き続き検討していただきたいと思います。

もう一つ、学校における組織的対応が可能となる体制の整備なんですけど、ここを見ても、イのスクールソーシャルワーカー活用事業、支援対象児童生徒数が令和5年度のところで前年度と比べてぐっと減っているんですけど、これはどういうことですかね。100人ぐらい減っているのかな。

○委員長（村上直樹君）母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 こちらは教育委員会に確認を取っているんですけども、大きく減少した要因については、今のところ分析中ということで、児童生徒数が変わってきているということはあるんですが、はっきりとした原因については確認ができていないところです。

スクールカウンセラー活用事業につきましては、相談件数が引き続き伸びているという状況になっておりますので、場合によってスクールカウンセラーが対応したり、スクールソーシャルワーカーが対応したりしていると伺っております。以上です。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）ちょっと減り過ぎですよ。見た感じ、違和感があるんですけど、その原因がまだ調査中で分からないということですから、これも重要だと思うので、分かり次第、この委員会でもいいですから、別途報告をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありますか。山本委員。

○委員（山本眞智子君）2ページのウの、経路別相談対応件数の推移ということで、児童本人からの相談が、少しずつ増えてきている感じがするんですけども、今、教育委員会でタブレットにそういう相談窓口を載せていたりとか、あるいは、子供たちにチラシを配ったりとかしていると思うんですけども、そういうのが功を奏しているかと思いますが、自分が親からたたかれたとか、子供たちはどういうところに一番言いやすいんですかね。やっぱり学校の先生ですかね。教育現場なんで、分かんないですかね。

やはりこれってすごく大事なことで、子供がきちっと言うということはすごく大事なことかと思いますが、それに対して今後どういう形で子供たちの支援をしていくのかというのが分かったら教えてください。

○委員長（村上直樹君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 まず、やっぱり一番相談しやすいのは学校の先生かと思うんですけども、その場合、この表では学校等からの通告に上がってまいります。児童本人からというところでいうと、ホットラインカードを配っていますので、この24時間相談ホットラインにかけてきたり、先ほど説明にもありましたが、LINE相談でも少し相談数も出てきております

ので、児童本人からの相談はそういったものを經由してくることが多いかと考えております。以上です。

○委員長（村上直樹君）山本委員。

○委員（山本眞智子君）ありがとうございます。

子供たちが通告する、SOSを出すということによって、親御さんからしてみたら、子供に言われたとかで親からまた何かされるとか、そういうことはないんですかね。その辺を心配するんですけど。

○委員長（村上直樹君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 おっしゃるとおりの懸念はございます。なので、子供自身に話を聞きに行ったときに、話は聞けるんですけども、保護者には言わないでくれというようなケースも実際にはございます。ただ、そこはやはり、大丈夫、一緒にお母さんにお話ししてあげるからと言って、寄り添いながら子供と話をし、最終的には保護者への指導に行き着くということがケースとしては多いかと考えております。もちろん、例えば、その日お母さんに何かされなかったかとか、お父さんに怒られなかったかとかということは、翌日、学校等を通じて確認したりしております。以上です。

○委員長（村上直樹君）山本委員。

○委員（山本眞智子君）ありがとうございます。

北九州市はこどもまんなか社会っていうことで、子供たちが自分の人権とか主権とか、それをきちっと言える社会をつくっていくためにも、子供自らがSOSを出していくということってすごく大切ですけれども、それをきちっと言える社会をつくっていかないと難しいなという感じもしますが、ぜひその辺を丁寧に寄り添って、子供たちが自分の人生を開いていく、自分の人生を生きて行くという観点からも、しっかり見守って支援していただきたいなと思っております。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）基本的なことで教えていただきたいんですが、この数が増えている現状について、懲戒権が民法から削除されたということで、子供に対しての体罰が一切許されないような状況になった部分でのこの数なのか、そういった背景的なものをどう見ているのか、教えていただければと思います。

○委員長（村上直樹君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 背景といいますか、先ほども少し説明しましたが、近年は圧倒的に面前DVの増加が顕著でございます。令和5年度で申しましても、全体の増加が340件ですけども、面前DVだけで125件の増加をカウントしております。あと、条例施行以降、地道な啓発とか講演などの結果、子供の泣き声通告ですとか、学校で小さなあざがあるよとか、こういった、今まで見逃されていた小さな通告が増えてきたのが要因の一つかと考えておりま

す。

実際に日々電話を受ける中でも、虐待かどうかは分からないんだけど心配なので電話してみましたという市民の方もいらっしゃるの、やっぱり大きな成果かなと考えております。背景としては、面前DVの増加と、小さな通告が上がってくるようになったといったことが要因かと考えております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 先ほどの、条例施行によってというお言葉、ありがとうございます。その上で、世間的に虐待に対しての認知も広がって、何かあればすぐ通告する社会の仕組みが進んでいるのかなと思います。件数が増えれば対応の件数も増えるわけでありますので、そういった対応を日々していただくことについて、本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君） では、お伺いします。

虐待等で、子供たちを守れずに亡くなったケース、最近は見ませんけども、ニュース等で放映されたりして、それぞれ原因というのをいろんな専門家の方が言われているんですけども、虐待があったことも全く把握していなかったというケースはまれで、児童相談所とか警察、学校関係、保育所も知ってはいた、手続中だったけれども、業務量の多さであったり、手続の煩雑さであったりで埋もれていたケースとか、縦割り等の弊害で、誰かが責任を持ってやるという部分がなかったとか、そういったことをよく言われておりました。そういったニュースがあった後、守るべき命が守れなかったという部分では、どちらかという行政の手続上、もっと改善できなかったのかという部分だと思うんですね。

いち早くという189の通報があるように、ファーストコンタクトというか、警察や学校等で、もしかしたらという部分では情報は伝わってくると思うんですけども、その後、そういったケースを適切に処理していくという部分で、重篤なケースにならないような行政上の仕組みというか、過去に全国で言われていたそういった事例の反省を踏まえて、北九州市としてどういったことに取り組まれているのかについて教えてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 具体的には、先ほど説明の中にありました要保護児童対策地域協議会で、必ずケースの進行管理を行うようになっております。例えば、虐待で通告歴があるお子さんについて、今支援がどうなっているか、どういう形で入っているかというのを、必ず進行管理という形で確認するシステムになっております。そこには、地域の学校であるとか、保育所であるとか、民生委員児童委員協議会の方なども入っており、多方面でいろいろと協議する場になっておりますので、そういうネットワークを組む、組織的な会議を行っているということが1つと、あとは、個別のケースを検討するたびにカンファレンスなどを行いながら、支援が

落ちていないかというところを確認するようなことに努めているところでございます。以上です。

○委員長（村上直樹君）井上委員。

○委員（井上しんご君）分かりました。

ネットワーク等のそういったケースの場合って、みんな誰かがするだろうみたいな、うちがしなくちゃいけないという担当的な部分がどうしても弱くなりがちだと思うんですけども、そういった部分で、ネットワークで対応しながらも最終的には誰かがちゃんとその人のケースを見ているというか、担当というのか、それを複数が担当しているのか一人が受け持っているか分かりませんが、その辺のところはどうなっているか、教えてください。

○委員長（村上直樹君）児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 どこが主を取るかということになりますと、子ども総合センターか区役所の子ども・家庭相談コーナーというのが基本かと思っておりますので、この両方で、その表の中でも、どちらが主担当ですというのが明記されておりますので、そこで漏れるということはないかと考えております。以上です。

○委員長（村上直樹君）井上委員。

○委員（井上しんご君）分かりました。以上です。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありますか。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟